住	所	sŋ 氏	^{がな} 名	生	年	月	目	性	別	備	考
			^^^^	^^^^			~~~~	~~~~~			

備考

- 1 法第28条の規定により投票人名簿の記載の訂正等をしたとき又は法第29条の規定により投票人名簿から抹消をしたときは、「備考」欄にその旨及びその年月日を記載しなければならない。
- 2 令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第4項の規定により国民投票郵便等投票証明書を交付したとき若しくは令第75条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付(記載)年月日を、令第84条第2項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。
- 3 投票人が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合者しくは同令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。
- 4 抄本の表紙には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

投	票	人	名	簿	0)	抄	本		調	製	現	在	日	
都(這	道府県)	郡(市)(区)	町(村)		投	票区			年		月		日

5 抄本の巻末には、次のとおり記載しなければならない。ただし、カード式の抄本を用いる場合には、この限りでない。

この投票人名簿の抄本は、 年 月 日執行の国民投票における投票人名簿に基づいて調製したものである。 都(道府県)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長 氏 名[E